

令和 2 年度社会的養護自立支援事業委託仕様書

標記事業を、次のとおり実施すること。

1 委託事業の目的

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者で、18 歳（措置延長の場合 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続することが適当な者に対して必要な支援を実施し、円滑な社会自立を図ることを目的とする。

2 委託事業の実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3 委託事業の内容

本事業は「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙 1 「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、次の事業を行うものとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 施設の退所等後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。（常勤、非常勤の別は問わない。）

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に 5 年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員、生活相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。（常勤、非常勤の別は問わない。）

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

オ 就労の支援

(ア) 就職面接等のアドバイスを行うこと。

(イ) 相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

(ウ) その他就労に必要な支援を行うこと。

4 委託事業の対象者

(1) 3の(1)の事業

本事業の対象とする者は、次のいずれかに該当する者であって 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22 歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、3の(1)の事業の継続支援計画は年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。

ア 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第 2 号満 20 歳以上義務教育終了児童等を除く。）

(2) 3の(2)の事業

本事業の対象とする者は、次に掲げる者とする。

- ア 施設等に入所している者及び退所した者
- イ 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ウ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- エ 母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）

5 設備

生活相談の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室及び対象者が集まることができる設備
- (2) その他事業を実施するために必要な設備

6 委託事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 対象者との信頼関係の構築に努め、対象者及び保護者の意向に配慮すること。
- (2) 生活相談を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。
- (3) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (4) 対象者が県外に転居する場合であって、県外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合も必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。
- (5) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。
- (6) 支援コーディネーター及び生活相談支援担当職員は、それぞれ配置すること。

7 関係書類の整備等

- (1) 受託者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 受託者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

8 事業の再委託

委託事業の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額

9 個人情報保護

本委託事業に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

10 委託事業の報告

受託者は、事業完了後、業務の実施状況、経理の状況等を記載した事業実績報告書を提出するほか、契約に定められた業務を確実に実施しているか否か、県が指定した方法により定期的に報告することとする。

- (1) 毎月 10 日までに、先月の委託事業の実施状況について、また年度末については 3 月 31 日までに当月の状況について、県に書面で報告する。
- (2) 10 月 15 日までに、9 月 30 日までの事業実施状況について、次の書類を県に提出する。
 - ア 中間報告書
 - イ 事業における報告書類
 - ウ その他参考資料
- (3) 事業完了後、次の書類を速やかに県へ提出する。
 - ア 事業実績報告書
 - イ 各事業における報告書類（会議等資料、写真、活動状況の統計資料等）
 - ウ 経費精算書類（出納簿・領収書等の写等）

11 その他の事項

- (1) 仕様変更
受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- (2) 記載外事項
本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) その他
本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。